

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2020年11月2日 現在

～2020年11月1日

2020年11月2日 ～

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附 則（令和2年10月28日 A P S 1 第00706032号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年11月2日 から実施します。

（経過措置）

2 令和2年11月2日 から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>）により第6種シェアードIP-PBXサービス契約（カテゴリ-3のタイプ1に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、別冊（シェアードIP-PBXサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））に規定する工事費（ア 交換機工事費（ア）利用の開始に関する工事の場合）に係るものに限ります。）を適用しません。

～2020年11月1日

2020年11月2日～

3 [令和2年11月2日 から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト \(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html\) により第6種シェアードIP-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（シェアードIP-PBXサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））5-2-1（利用料）に規定する利用料及び5-2-2（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料のうち次表に掲げる付加機能利用料について適用しません。](https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html)

<u>区分</u>	<u>適用対象</u>
<u>番号追加機能</u>	<u>追加番号4番号から99番号まで</u>
<u>通信チャネル追加機能</u>	<u>通信チャネル数1から19まで</u>

4 [令和2年11月2日 から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト \(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html\) により第6種シェアードIP-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、別冊（スマートPBXサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））に規定する工事費（交換機工事費 ア 利用の開始に関する工事の場合 に係るものに限り。）を適用しません。](https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html)

5 [令和2年11月2日 から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト](https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html)

~2020年11月11日	2020年11月2日~				
	<p>https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html) により第6種シェアードIP-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（スマートPBXサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））2-1（利用料）に規定する基本料及びオンネット番号利用料の額にかかわらず、基本料及び次表に掲げるオンネット番号利用料を適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="1126 699 2078 820"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 699 1429 756">区分</th> <th data-bbox="1429 699 2078 756">適用対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 756 1429 820">オンネット番号利用料</td> <td data-bbox="1429 756 2078 820">オンネット番号の数 5から100まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用対象	オンネット番号利用料	オンネット番号の数 5から100まで
区分	適用対象				
オンネット番号利用料	オンネット番号の数 5から100まで				
	<p>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>				
	<p>7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>				